

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る

一部負担金等の支払いの免除について

この度の、平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当健康保険組合では、今般の災害により甚大な被害を受けられた加入者の方につきまして、医療機関等の窓口における一部負担金等の支払いの免除を行っているところですが、この取り扱いを、平成 31 年 6 月 30 日まで延長することとしましたのでお知らせ致します。

対象者（以下の 1 及び 2 のいずれにも該当する方）

1. 平成 30 年 7 月豪雨に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村（内閣府ホームページ参照）に住所を有する当健康保険組合の被保険者又は被扶養者（災害発生時以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）
2. 当健康保険組合に対して一部負担金等免除申請を行い、免除証明書の交付を受けた被保険者又は被扶養者

※ 医療機関等の窓口における一部負担金等の支払いの免除を受けるためには、被保険者証と免除証明書を医療機関等の窓口で提示する必要があります。